

## 改憲手続法の廃止・凍結を求める決議

1 2007年5月14日に改憲手続法（日本国憲法の改正手続に関する法律）が成立してから約2年半が経ち、その施行が来年5月18日に差し迫っている。しかし、改憲路線や改憲手続法への国民的批判が強まる中、今日に至るも憲法審査会は始動しておらず、18歳投票制などの法制化もまったく進展していない。

2 そもそも改憲手続法は、安倍晋三首相（当時）が「憲法を頂点とした戦後レジームからの脱却」を提唱し、「任期中の明文改憲」を唱えた中で、「9条改憲のための手続法」として強行採決されたものである。その後の2007年7月29日の参議院選挙、2009年8月30日の衆議院選挙における自公政権の歴史的敗北は、こうした改憲路線を国民が拒絶した結果にほかならない。

国民の意思に反して強行採決され、参議院選挙・衆議院選挙において2度にわたって国民から断罪された改憲手続法が施行されることなど断じてあってはならない。

3 しかも、改憲手続法は、国民主権と民主主義の原則から看過し得ない重大な問題のある「未完成の欠陥法」であり、到底このまま施行できるものではない。

民主党が一貫して掲げ続けた18歳投票制についての国民的議論は進んでおらず、18歳成年が国民的コンセンサスを得ていると言える状況にはない。この問題についての国民的討議なくして改憲手続法の見切り発車をすることは許されない。同様に、民主党が掲げた国政問題に関する国民投票を導入するかどうかという問題についてもまともな検討は行われていない。国政問題国民投票は、国民主権や直接民主主義をめぐる重要な問題を提起しており、慎重かつ十分な検討なくして結論を出しうるものではない。

加えて、改憲手続法には、国民の運動を抑制して世論を改憲に誘導するための「カラクリ」が仕込まれている。すなわち、改憲手続法には、①最低投票率の定めがなく、②改憲派によるマスコミや広報を独占した一方的な情報操作が放置され、③議席数に応じて構成される広報協議会による改憲案のPRが無制限に認められ、④国民の運動を抑圧する公務員・教育者の地位利用禁止規定や多数人買収及び利益誘導罪が定められている。これは、国民主権と民主主義の原則に反し、憲法96条の定める国民投票制度の趣旨を踏みにじるものにほかならない。参議院の憲法調査特別委員会において18項目もの付帯決議が付されたこと自体が改憲手続法が国民主権と民主主義の原則に反した「未完成の欠陥法」であることを物語っている。

このような問題のある改憲手続法は廃止すべきであり、少なくとも、18歳投票制・国政問題国民投票問題をはじめとする欠陥を抱えたまま改憲手続法を施行することは絶対に許されないのである。

4 国会に求められるのは、改憲手続法を廃止して強行採決を国会の場でも断罪することであり、改憲手続法については、廃止するか、少なくとも施行を無期限に凍結することである。それこそが国民に対する責任である。

自由法曹団は、憲法改悪のために成立した改憲手続法の廃止・凍結を求めるとともに、改憲を阻止するために全力をあげてたたかうものである。

2009年10月26日

自由法曹団2009年総会